

リ ス ク 分 担 表

種 類	内 容	負担者	
		町	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増（事業者として当然に想定すべき範囲のもの）		○
	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増（上記以外）	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
地域住民及び施設利用者への対応	利用者等との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設の管理、運営に大幅に影響を及ぼす法令変更による経費の増	○	
	施設の管理、運営に係る一般的な法令変更による経費の増		○
政治、行政的事由による事業変更	政治、行政的理由から、施設の管理運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費及びその後の維持管理経費の増	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の町又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費、施設の使用中止による逸失利益	協議事項	
書類の誤り	仕様書等、町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払いの遅延(町→指定管理者)によって生じた損害	○	
	経費の支払いの遅延(指定管理者→再委託業者)によって生じた損害		○
施設・設備・備品・資料の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	経年劣化によるもの(小規模なもの)	協議事項	
	経年劣化によるもの(上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)	協議事項	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
施設の管理運営の中断・中止	町に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの	協議事項	
損害保険	施設の設備管理上に関わる賠償責任保険	○	
	施設の管理運営上に関わる賠償責任保険		○
利用者及び第三者への賠償	管理運営上の瑕疵により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
指定期間満了時等の撤収費用	指定期間が満了した場合又は指定の取消しにより業務を中止した場合における撤収費用		○
指定取り消しによる損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの	○	